

◎新潟県告示第489号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、五泉市の仙見川土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨の届出があった。

令和6年4月19日

新潟県新潟地域振興局長

1 就任

理事	五泉市夏針191番地	瀧澤 一之 (理事長)
〃	〃 矢津509番地	松尾 裕樹
〃	〃 矢津1631番地	塚野 邦彦
〃	〃 下阿弥陀瀬554番地	松尾 芳人
〃	〃 熊沢320番地	松尾 寿弘
〃	〃 阿弥陀瀬262番地甲	石本 政栄
〃	〃 川内1093番地3	佐藤 幸成
監事	〃 下阿弥陀瀬769番地	松尾 和宏
〃	〃 矢津1517番地11	佐藤 志信
〃	〃 夏針280番地	津村 一幸

就任年月日 令和6年3月30日

2 退任

理事	五泉市夏針205番地	瀧澤 健一 (理事長)
〃	〃 矢津509番地	松尾 裕樹
〃	〃 阿弥陀瀬395番地	瀧澤 直人
〃	〃 矢津1631番地	塚野 邦彦
〃	〃 熊沢320番地	松尾 寿弘
〃	〃 下阿弥陀瀬554番地	松尾 芳人
〃	〃 川内261番地	酒井 政幸
監事	〃 夏針191番地	瀧澤 一之
〃	〃 下阿弥陀瀬769番地	松尾 和宏
〃	〃 矢津1517番地11	佐藤 志信

退任年月日 令和6年3月29日